

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基
 準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行

改正案	現行
<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第八項、第二十一条第二項第一号、第二十八条第六項、第三十三条第二項第一号、第四十条第七項及び第四十四条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行は、次の各号に掲げる銀行とする。</p> <p>一〇九（略）</p>	<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第八項、第二十一条第二項第一号、第二十八条第三項、第三十三条第二項第一号、第四十条第三項及び第四十四条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行は、次の各号に掲げる銀行とする。</p> <p>一〇九（略）</p>